

平成30年(ワ)第 号、第 号 損害賠償請求事件

原 告 原告A ほか5名

被 告 国

第6準備書面
(原告らの主張のまとめ)

2019(令和元)年7月25日

東京地方裁判所立川支部民事第3部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 柳原 富士子
ほか16名



本書面では、これまでの原被告双方の主張を整理・要約すると共に、第一審の結審に際して、原告らの最後の主張を行うものとする(なお、第5準備書面提出時以降の事情変更に関する証拠についても、併せて提出する)。

1 原被告双方の主張の整理・要約

- (1) 本件において、原告らは大要、選択肢なき夫婦同氏制を定める民法750条及び戸籍法74条1号が、
- ① 夫婦の双方が婚姻後も生来の氏の使用を継続することを希望することのみをもって法律婚を選択できないものとする「信条による差別」であり、憲法14条1項の定める法の下の平等に反する¹
- ② 平成27年最大判後の事情変更等を踏まえれば、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っており、憲法24条に違反する

¹ 平成27年最大判において審理された「性別による差別」とは異なることを、念のため強調しておく。

③ 自由権規約が定める婚姻の自由及び婚姻における各配偶者の平等（自由権規約委員会の一般的意見は「各配偶者が婚姻前の姓の使用を保持する権利」を含むことを明確にしている）を侵害すると共に、女性差別撤廃条約が定める「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び「氏の選択に関する夫婦同一の権利」を侵害する、
と主張した。

(2) これに対する被告の反論は、大要、

① 民法 750 条及び戸籍法 74 条 1 号は、夫婦同氏を希望する者及び夫婦別氏を希望する者のいずれに対しても、婚姻をする場合には、夫又は妻の氏を称するものとすることを定めているものであるから、そもそも、夫婦同氏を希望する者と夫婦別氏を希望する者との間で別異取扱いをしているものではない、
② 平成 27 年最大判によって民法 750 条は憲法 24 条に違反するものでないと判示されている上、同最大判後現在に至るまでの間に、原告らの主張を裏付けるような事情変更もない、
③ 自由権規約委員会の一般的意見には法的拘束力がないから、「各配偶者が婚姻前の姓の使用を保持する権利」は自由権規約によって保障されているとはいえず、また、女性差別撤廃条約は自動執行力をもつ条約ではないから、「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び「氏の選択に関する夫婦同一の権利」も同条約によって原告らに保障されている権利とはいえない、
というものである。

(3) しかしながら、

① 夫婦別氏を希望する者は、夫婦同氏を希望する者とは異なり、法律婚をする道を完全に断たれているのであるから、夫婦同氏を希望する者と夫婦別氏を希望する者との間に別異取扱いがあることは明らかである。
また、

② そもそも平成 27 年最大判自体に合理性はなく、また、平成 27 年最大判後現在に至るまでの間に大きな事情変更があったことも、これまでに提出した準備書面のとおり明らかである。

さらに、

③ 自由権規約委員会の一般的意見は、多くの判例において「解釈の補足的手段」あるいは「解釈指針」や「解釈基準」としてこれまで十分に検討され尊重されてきたものであり、また、本件で女性差別撤廃条約を適用するにあたり被告が主張するような自動執行力は必要とされず、同条約第 16 条 1 項 (b) 及び (g) には、適用するに十分な明確性がある。

(4) したがって、被告の主張は、いずれも失当である。

2 原告らの一審最後の主張

(1) 原告らが自らこの法廷で述べたとおり、原告らは皆、それぞれの配偶者や子ども、家族をとても大切にしており、だからこそ互いに相手に婚姻改姓の苦労をさせたくないとして、事実婚を選択している。

しかし一方で、原告らは皆、家族を大切にしたいからこそ、正式に法的な夫婦となることを心から希望しているのである。

(2) 現行の選択肢なき夫婦同氏制は、家制度時代に導入された「家の氏」の名残りであり、今から 70 年以上前の昭和 22 年に家制度が廃止されていることは改めて指摘するまでもない。それにもかかわらず、平成 27 年最大判は、全ての夫婦に同氏となることを強制する現行の選択肢なき夫婦同氏制を、さしたる明確な根拠もなしに合憲とした。これは、最高裁自身が、未だに家制度自体に形成された「家族はかくあるべし」という幻想に囚われていることを如実に示している。

(3) 平成 27 年最大判がその判断の根拠として最も力説したのは、「嫡出親子」が氏の統一によって一体感を感じることや、子が嫡出であることを対外的に示すことの価値である。

しかし、現実の社会には、多くの「非嫡出親子」が実在する。平成 27 年最大判の判示は、かかる「実在する一部の人間」に対する考慮を完全に欠くものである。しかも、最高裁自身、婚外子差別は憲法が根源的な価値として定める「個人の尊厳」に反すると、わずか 2 年前に述べているのである（最判平成 25 年 9 月 4 日）。この点のみをとって見ても、平成 27 年最大判の判示には、明らかに合理性がない。

- (4) さらにいえば、平成 27 年最大判は、「氏（の維持）」には憲法上保護すべき人格的価値があること、及び、「婚姻」にも憲法上保護すべき人格的価値があることの両方を認めている。他方で、現行の選択肢なき夫婦同氏制は、その一方を必ず捨てなければならない制度なのである。氏の変更を希望する者についてはともかく、氏の維持を希望する者にまで氏の変更を強要することの合理性の根拠は、平成 27 年最大判では全く触れられていない。かかる意味でも、平成 27 年最大判の判示は、甚だ不十分である。
- (5) そして、かかる同氏強制は、氏の維持を希望する者にとっては明らかな婚姻の障害となり、非婚化ひいては少子化の一因になっている。少子化が「静かなる有事」とまで言われる今日、合理性に関する明確な根拠を持たない同氏強制制度を維持することは、夫婦別氏を希望する個人に対する権利・利益の侵害であるのみならず、国家の永続性という観点からも「百害あって一利なし」である。
- (6) このように、夫婦別姓をめぐる問題は、個人レベルにとどまらない国家レベルの問題であるにもかかわらず、被告が提出した東京家裁及び同立川支部の婚姻届受理申立審判（乙 6、7）は、ほぼ平成 27 年最大判のコピーに留まるものであり、自ら真摯に検討した形跡が全くない²。憲法 99 条の憲法

² 繰り返しになるが、平成 27 年最大判における憲法 14 条についての判断は「性別による差別」に関するものであり、本件及び上記審判においてなされている「信条による差別」に関する主張については一切判断されていない。被告も準備書面(1)の 13 頁において、「この点は、平成 27 年夫婦別姓訴訟最判において審理の対象とされなかった新たな争点である」と明言しているところであり、本件においては、夫婦別氏を希望する者と夫婦同氏を希望する者との間に別異取扱いが存在するか否か、別異取扱いがある場合には、その別異取扱いに合理性があるか否かということを、正面から判断されたい。

尊重擁護義務を挙げるまでもなく、かかる裁判所の態度は、国民ないし國家に対する重大な背信行為と言わざるを得ない。

(7) 平成 27 年最大判後には、国会が動かず最高裁も動かないのであれば、国民が自ら動くしかないとして、全国の地方議会に選択的夫婦別姓の導入を求める陳情・請願の動きが生じた。別表のとおり、平成 27 年最大判後本書作成日までに、既に 42 もの自治体において、選択的夫婦別姓の導入を国会に求める意見書等が採択されており、現在多くの自治体に対し、同様の活動が続けられている。東京都議会でも本年 6 月 19 日に、選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出に関する請願が採択され(甲 99 の 2)、また、本年 7 月 2 日には大阪府知事である吉村洋文氏が自ら選択的夫婦別姓に賛成であることをツイッターで表明し、請願をぜひ大阪府や大阪市にも行ってほしいと述べている(甲 100)。

他方で、翌 3 日に行われた党首討論会では、唯一政権党の党首のみが選択的夫婦別姓の導入に賛成せず、そのことに市民から批判が殺到している(甲 101)。

このように、選択的夫婦別姓を求める国民の声は非常に大きくなっている一方で、「一強他弱」といわれる国会ではかかる国民の声は無視され、「少数派の権利・利益」が尊重される見込みは全くない。かかる「少数派の権利・利益」を守ることができる国家機関は、裁判所をおいて他になく、裁判所におかれでは、今こそ歴史的な転換点になる判断を下して頂くよう、切に求める次第である。

以 上

(別表)

平成 27 年最高裁判所判決以降、選択的夫婦別姓に関し可決された意見書等一覧
令和元年 7 月 19 日現在

	都道府県	市町村名	件名	可決日	甲号証
1	東京	清瀬市	選択的夫婦別姓の制度の導入を求める意見書	2015/12/18	43 の 1
2	大阪	泉大津市	選択的夫婦別の導入を求める意見書	2016/3/18	43 の 2
3	大阪	高槻市	選択的夫婦別姓の導入を求める意見書	2016/3/28	43 の 3
4	埼玉	新座市	選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書	2016/6/17	43 の 4
5	大分	中津市	選択的夫婦別姓の導入を求める意見書	2016/9/30	43 の 5
6	北海道	二海群 八雲町	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書	2018/6/6	43 の 6
7	北海道	函館市	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書	2018/6/13	43 の 7
8	北海道	赤平市	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書	2018/6/15	43 の 8
9	北海道	豊浦町	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書	2018/6/19	43 の 9
10	埼玉	蕨市	選択的夫婦別姓の導入を求める意見書	2018/6/21	43 の 10
11	北海道	余市市	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める要望意見書	2018/6/21	43 の 11
12	北海道	根室市	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	2018/6/22	43 の 12
13	千葉	市川市	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	2018/6/27	43 の 13

14	北海道	石狩市	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書	2018/6/27	43 の 14
15	北海道	新ひだか町	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書	2018/6/28	43 の 15
16	北海道	小樽市	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書	2018/7/2	43 の 16
17	東京	東久留米市	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	2018/9/26	43 の 17
18	東京	中野区	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	2018/12/14	52 の 2
19	東京	府中市	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	2018/12/18	53 の 2
20	東京	武藏野市	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	2019/3/12	79 の 1
21	東京	文京区	選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書	2019/3/14	79 の 2
22	三重県議会		選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	2019/3/15	79 の 3
23	北海道	中川郡幕別町	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	2019/3/15	79 の 4
24	神奈川	横浜市	選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書	2019/3/19	79 の 5
25	茨城	つくば市	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	2019/3/20	79 の 6
26	東京	豊島区	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	2019/3/22	79 の 7
27	東京	国立市	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	2019/3/22	79 の 8
28	東京	小金井市	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	2019/3/27	79 の 9

29	東京	西東京市	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	2019/3/27	79 の 10
30	東京	町田市	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	2019/3/28	79 の 11
31	茨城	取手	選択的夫婦別姓の導入を求める意見書	2019/6/14	99 の 1
32	東京都議会		選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出に関する請願	2019/6/19	99 の 2
33	広島	広島市	選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書	2019/6/25	99 の 3
34	東京	立川市	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	2019/6/26	99 の 4
35	東京	東大和市	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	2019/6/27	99 の 5
36	奈良	生駒市	選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書	2019/6/28	99 の 6
37	茨城	牛久市	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願	2019/7/1	99 の 7
38	東京	東村山市	選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書	2019/7/2	99 の 8
39	東京	調布市	選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書	2019/7/3	99 の 9
40	東京	多摩市	選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書	2019/7/3	99 の 10
41	東京	墨田区	選択的夫婦別姓制度の国会審議に関する意見書	2019/7/5	99 の 11
42	北海道	日高町	選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書	2018/12/14	99 の 12